

二、薄葉紙 (美濃二幅五千枚を一丸とす)

甲 三極のもの

一 等 品 (主として三極のもの)

二 等 品 (三極五割程度のもの)

乙 麻のもの

一 等 品 (麻五割程度のもの)

二 等 品 (麻三割程度のもの)

丙 パルプのもの

主としてパルプのもの

三、巻障子紙 (美の判四十八枚つき一本)

(特殊高級品を除く)

甲 手 漉

一 等 品 (主として楮のもの)

二 等 品 (楮五割程度のもの)

一丸ニ付

五三、五五

四二、六八

百枚ニ付

一、三四

一、〇七

二七、五一

二〇、〇〇

六八

五〇

一六、九四

四二

百本ニ付

六七、四一

四三、七二

一本ニ付

八五

五五

三三、九三

四一

乙 機械漉

一 等 品 (主として麻のもの)

二 等 品 (麻五割程度のもの)

三 等 品 (麻一割程度のもの)

四 等 品 (主としてパルプのもの)

三五、五八

二八、六五

一九、七〇

一六、九八

四五

三六

二五

二一

四、機械漉塵紙 (貳千枚を一縮とす)

甲 大 判

一 等 品 (麻四割程度のもの)

二 等 品 (麻二割程度のもの)

三 等 品 (麻一割程度のもの)

乙 中 判

一 等 品 (麻四割程度のもの)

二 等 品 (麻二割程度のもの)

一縮ニ付

二三、四

一八、五

一六、二

百枚ニ付

二四

二一

二〇

一九、一

一三、七

二一

〇八

同	同	規格B4判表紙	同	同	西の内判表紙	同	同	同	細川判表紙	同	同	美濃判表紙	同	同
地入位	証入位	生漉位	地入位	証入位	生漉位	地入位	証入位	生漉位	地入位	証入位	生漉位	地入位	証入位	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
二、七〇	三、六〇	五、〇〇	四、三〇	六、七〇	一〇、五〇	三、五〇	五、八〇	七、九〇	二、九〇	四、一〇	六、一〇	二、四五	三、〇〇	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
三、五	四、七	六、五	五、六	八、七	一、三七	四、六	七、五	一、〇三	三、八	五、三	七、九	三、三	三、九	

### 和紙協定價格表

(昭和十五年一月二十七日 東京府告示 第七十六號)

品名	種別	卸賣價格	小賣價格
半紙判表紙	生漉位	百枚ニ付 四、六五	十枚ニ付 六〇
三 等 品	(麻一割程度のもの)	一一、七〇	〇、〇七
四 等 品	(主として紙屑のもの)	九〇	〇、〇五
丙 小 判			
一 等 品	(ゴロス五割程度のもの)	八七	〇、〇五
二 等 品	(ゴロス二割五分程度のもの)	六七	〇、〇四
三 等 品	(主として紙屑のもの)	五〇	〇、〇三
五、トイレットペーパー	(二百五十尺巻を一本とす)	百本ニ付 一六、〇〇	一本ニ付 一、八
一 等 品	(主としてパルプのもの)	一一、〇〇	一、三
二 等 品	(主として紙屑のもの)		

小間紙、其の他

品名	種	別
抄漉半切紙	上六二	
同	上六〇	
佐治川半切紙	上六五	
同	上六二	
同	六〇	
紋典具帖	白刷	
同	色刷	
紋書院紙	白形	
生漉押紙	大判金	
同	大判銀	
同	小判金	
同	小判銀	
薄用押紙	廣判金	

卸賣價格	小賣價格
一締二付 (二千枚) 七、五〇	一卷二付 (廿枚ツギ) 二、二五
〃 六、八〇	〃 二、三三
〃 一七、五〇	〃 二、五四
〃 八、五〇	〃 二、二八
〃 八、〇〇	〃 二、二六
一束二付 (四百八十枚) 三、〇〇	〃 二、一〇
〃 三、五〇	〃 二、一一
〃 八、五〇	〃 二、二八
百枚二付 三、九〇	〃 二、五五
〃 三、八〇	〃 二、五五
〃 二、七〇	〃 二、三八
〃 二、六五	〃 二、三八
〃 六、五〇	〃 二、九五

同	廣判銀	
廣判染紙	手漉	
廣判染紙	機械漉	
小判染紙	〃	
同	七夕用	
色泉貨紙	手漉	
紺字田紙	〃 兩面	
同	〃 片面	
朱字田紙	〃	
黄土佐紙	〃 上	
同	〃 並	
書道用改良半紙	麻入	
糸入卷障字紙	一間卷	
美濃判辭令用紙	上(四貫二百匁漉)	

一締二付 (二千枚) 六、四〇	〃 九、五〇
一締二付 (二千枚) 一四、五〇	〃 二、二〇
〃 一〇、〇〇	〃 一、四〇
一束二付 (五百枚) 一三、〇〇	〃 〇、三〇
〃 二一、〇〇	〃 〇、三六
〃 九、〇〇	〃 二、五九
〃 一四、〇〇	〃 二、二五
一束二付 (二百五十枚) 四、〇〇	〃 三、三九
〃 三、〇〇	〃 二、二七
一締二付 五、〇〇	〃 〇、六五
百本二付 四三、〇〇	〃 〇、五〇
一締二付 (二千枚) 四二、〇〇	〃 〇、六〇
十枚二付	
一本二付	
一帖二付	
十枚二付	
一本二付	
一帖二付	
十枚二付	

須崎粕紙	上		一縮ニ付 (二千枚)	一〇、〇〇		一帖ニ付 (廿枚)	一、三
城下粕紙	上		〃	八、五〇		〃	一、一
並質局紙	G1	一尺八寸二分三〇封度	一連ニ付	四五、〇〇		十枚ニ付	一、二五
同	E2	一尺五寸三分三二封度		四八、〇〇		〃	一、三三
同	D3	一尺四寸五分三九封度		四六、八〇		〃	一、三〇
同		一〇、四一尺四寸五分五四封度		六四、八〇		〃	一、八〇

一 右ニ掲ゲタル單位未滿ノ端賣ハ一割増トス  
 二 右ニ掲ゲタル銘柄以外ノモノニ就テハ從來ノ格差ニ依リ右ノ價格ニ準ズルモノトス  
 但シ同一品種ニシテ量目ノ異ルモノハ一貫匁替ニ依リ算出スルモノトス  
 三 荷造及運賃ハ賣主負擔トス  
 但シ市外へ移出スル場合ハ市内最寄驛貨車乘價格トス  
 五 實施ノ日 昭和十五年一月二十七日  
 六 認可ニ附シタル條件物價統制上必要アリト認タルトキハ本認可ヲ取消スコトアルベシ

### 和紙公定價格表

(昭和十四年十一月二十四日  
 東京府告示 第七十二號)

一、半	紙	(半紙壹締ハ百帖壹帖ハ貳拾枚トス)					
品名	種別		卸賣價格		小賣價格		
生漉半紙	上	(一貫五百匁漉)	一五、七五	一〇、五〇	二、二〇		
同	並	(一貫四百匁漉)	一一、四〇	七、六〇	一、二五		
模造半紙	上	(二貫六百匁漉)	八、六四	五、四〇	一、二二		
同	並	(二貫五百匁漉)	七、五〇	五、〇〇	一、一〇		
並質半紙		(二貫四百匁漉)	六、七二	四、八〇	一、〇九		
石州半紙	手漉イ印		一〇、〇〇		一、三		
同	機械漉上	(二貫二百匁漉)	九、一二	七、六〇	一、二二		
同	〃 並	(一貫二百匁漉)	六、八四	五、七〇	一、〇九		
脂入半紙	手漉上	(二貫五百匁漉)	九、三〇	六、二〇	一、二二		

同	並	( )	( )	八、五五	五、七〇	、一一
同(ロールスーパー掛)機械漉	( )	( )	( )	五、七〇	三、八〇	、〇七
沙漉半紙	上	( )	( )	一二、三五		、一六
同	並	( )	( )	九、五〇		、一二
生漉大半紙		( )	( )	一五、二〇	九、五〇	、二〇
並質大半紙		( )	( )	一二、三二	七、七〇	、一六
二、書	院	(書院一縮八五十帖、一帖八五十枚トス)				
生漉書院	上	(二貫五百匁漉)	(二縮ニ付)	二八、五〇	一一、四〇	(一帖ニ付)
同	並	( )	( )	二〇、九〇	八、三六	、五五
並質書院		( )	( )	一一、九〇	四、七六	、三一
脂入書院	手漉上	(二貫五百匁漉)		一五、五〇	六、二〇	、四〇
同	並	( )	( )	一四、二五	五、七〇	、三七
同(ロールスーパー掛)機械漉	( )	( )	( )	九、五〇	三、八〇	、二五

沙漉書院	上	( )	( )	二〇、九〇	八、三六	、五五
同	並	( )	( )	一四、二五	五、七〇	、三八
三、泉貨紙	(泉貨紙一束八十帖、一帖、五十枚、四中物八一連五百枚トス)	(二束ニ付)	(一貫匁替)	九、〇〇		(十枚ニ付)
宇和島泉貨	見印			九、〇〇		、二五
十川泉貨	虎印			九、〇〇		、二五
四中泉貨	機械漉上	(四貫匁漉)		二六、六〇	六、六五	、七〇
同	中	( )	( )	二一、〇〇	五、二五	、五五
同	並	( )	( )	一五、二〇	三、八〇	、四〇
四、小川産紙	(細川八一縮二十枚、一枚八五十枚、四中物八一千枚トス)	(一縮ニ付)	(一貫匁替)	一四、二五		(十枚ニ付)
細川紙	上			一一、九〇		、一七
同	中			九、五〇		、一三
同	並			九、五〇		、一三
細川塵紙	上			九、五〇		、一三

同	細川四巾	並	(八貫匁漉)	七、一〇	二、〇〇	一、二〇
同	同上	中	(八貫匁漉)	九六、〇〇	一二、〇〇	一、二〇
同	同上	並	(八貫匁漉)	六六、四〇	八、三〇	八六
同	同上	並	(八貫匁漉)	五〇、四〇	六、三〇	六七
同	同上	並	(八貫匁漉)	一一、八〇	六、三〇	六七
同	同上	並	(八貫匁漉)	一一、九〇	七、六〇	二六
五、西の内紙 (西の内ハ一束十帖、一枚五十枚トス)						
野州西の内	上	(一貫匁漉)	(一束ニ付)	一四、二五	(一貫匁替)	(十枚ニ付)
同 程村紙	〃	(一貫匁漉)	(一束ニ付)	二三、七六	(一貫匁替)	四〇
同 棧留判	〃	(六貫匁漉)	(一束ニ付)	三〇、九〇	(一貫匁替)	六七
土佐西の内	上	(二貫匁漉)	(一束ニ付)	一一、三五	(一貫匁替)	六四
同	中	(二貫匁漉)	(一束ニ付)	九、五〇	(一貫匁替)	三三
同	並	(二貫匁漉)	(一束ニ付)	七、六〇	(一貫匁替)	二五

六、儀式用掛紙 (一束十枚、一枚五十枚トス)						
土佐糊入紙	上	(二束ニ付)	(二束ニ付)	四、七五	(二貫匁替)	(十枚ニ付)
同	並	(二束ニ付)	(二束ニ付)	三、九〇	(二貫匁替)	二二
伊豫丈永紙	生	(四貫二百匁漉)	(二束ニ付)	一五、九六	(二貫匁替)	四五
同	須邊	(二貫匁漉)	(二束ニ付)	一四、〇七	(二貫匁替)	四〇
伊豫 桎紙	生	(二貫匁漉)	(二束ニ付)	七、六〇	(二貫匁替)	二〇
同	須邊	(二貫匁漉)	(二束ニ付)	六、七〇	(二貫匁替)	一九
越前大廣奉書	五枚物	(二百五十枚)	(二束ニ付)	一四、二五	(二貫匁替)	八〇
同	拾枚物	(五百枚一束)	(二束ニ付)	一八、五〇	(二貫匁替)	五五
同	大奉書	(五百枚一束)	(二束ニ付)	一八、一〇	(二貫匁替)	五〇
同	同上	(五百枚一束)	(二束ニ付)	一二、四〇	(二貫匁替)	三五
同	中奉書	(五百枚一束)	(二束ニ付)	一四、三〇	(二貫匁替)	四〇
同	同上	(五百枚一束)	(二束ニ付)	一二、四〇	(二貫匁替)	三五
同	別上質	(五百枚一束)	(二束ニ付)	一四、三〇	(二貫匁替)	四〇
同	別上質	(五百枚一束)	(二束ニ付)	一二、四〇	(二貫匁替)	三五

同	小奉書	上質	(	〃	)	一一、九〇		、三三
同	別上	(	〃	)	一〇、五〇		、三〇	
同	大高壇紙	別上	(二百五十枚一束)		二九、五〇		、一七〇	
同	中高壇紙	(	〃	)	二一、〇〇		、一二〇	
同	小高壇紙	(	〃	)	九、五〇		、五五	
◎丈永紙及ビ証紙ノドーサ引代ハ實費加算ノコト								
七、鳥の子紙								
本鳥の子紙	尺六判上				百枚ニ付	一八、〇〇		、二五
新鳥の子紙	一枚張上					一一、九〇		、一七
鳥の子大判		壹號				一三三、〇〇		、一九〇
同		貳號				一一四、〇〇		、一六〇
同		參號				四九、四〇		、七〇
同		肆號				三〇、四〇		、四五
同		伍號				二二、八〇		、三四
同								

八、製圖、揮毫用紙

圖引用紙	半紙四巾	一連ニ付(五百枚)	一四、七〇		十枚ニ付	、四〇
同	B列二號判		一六、二〇			、四五
同	美濃四巾(特別漉)		二三、八〇			、六五
同	〃上		一七、六〇			、四六
雁皮紙	半紙判	一締ニ付(五十枚)	一四、二五			、〇八
同	美濃判		一七、一〇			、一〇
同	大薄用		三〇、九〇			、二〇
同	大々判	一連ニ付(五百枚)	二〇、九〇			、六〇
畫宣紙	國產	一反ニ付(百枚)	八、五五			、一二〇
新畫宣紙			三、八〇			、五五
土佐唐紙			一一、四〇			、一六〇

◎雁皮一帖ハ四十八枚トス

九、其の他

沙漉半切紙	上六五 (ロール掛)	一締ニ付(一千枚)	八、一〇	廿枚ツキ	、二五
吉野紙	上	一本ニ付(三千枚)	二二、八〇	十枚ニ付	、二〇
典具帖	白上	一束ニ付(四百八十枚)	三、八〇	〃	、二一
同	白中	〃	二、八五	〃	、〇九
同	白並	〃	一、九〇	〃	、〇六
小杉原紙	手漉	一締ニ付(二千枚)	八、六〇	四十枚ニ付	、二四
紙テープ	上六分巾(百五十尺卷)	百卷ニ付	八、六〇	一卷ニ付	、二一
同並	〃	〃	六、六五	〃	、〇九
注意	三より九までは單位未滿の端賣は壹割増とす 但し紙テープを除く				
十、京花紙	(一締百枚、一帖二十枚トス)				
特一等品大判	筑後産(主トシテ楮ノモノ)	一締ニ付	三、九〇	百枚ニ付	、二五
特二等品大判	〃	〃	三、六〇	〃	、二三

甲一等品	A	〃	〃	〃	、二七〇
甲一等品	B	土佐産	〃	〃	、二五
甲二等品	〃	(楮四割程度ノモノ)	〃	〃	、二三
甲三等品	〃	(楮一割程度ノモノ)	〃	〃	、二二
乙一等品	〃	(麻四割程度ノモノ)	〃	〃	、二二
乙二等品	〃	(麻二割程度ノモノ)	〃	〃	、一〇
乙三等品	〃	(麻一割程度ノモノ)	〃	〃	、〇九
乙四等品	〃	(主トシテ漉直シ)	〃	〃	、〇八

十一、使い紙

キレ紙	五〇	百袋ニ付	五、〇五	一袋ニ付	、〇七
アサヒ紙	五〇	〃	五、〇五	〃	、〇七
浅草紙	上	二千枚ニ付	、九七	百枚ニ付	、〇五
同中	〃	〃	、八七	〃	、〇五





四 號 品 三六、四〇 三八、三二 四二、〇四 五三  
 本表ニ一號品、二號品ト表示シタルハ左表格付表ニ掲グル銘格ニ依リ區分シタルモノトス

格 付 表

種 別	組 合 名	品 質 番 號	銘 柄	重 量
一號品	長野製紙同業組合	第六號	内山紙未晒特等	四×四〇〇
〃	同	第一號	内山紙晒特等	四×六〇〇
〃	同	第十號	本美濃紙二ツ折	五×五〇〇
〃	岐阜縣美濃紙工業組合	第一號	改良書院特等	四×八〇〇
〃	同	第五號	白製生漉障子紙	四×五〇〇
二號品	高知縣高岡生漉和紙工業組合	第三號ノ一	特撰障子紙	四×八〇〇
〃	山口縣防長紙同業組合	第三號	書院紙	四×六〇〇
〃	埼玉縣小川和紙工業組合	特晒楮	特撰障子紙	四×八〇〇
〃	福岡縣筑前朝倉紙同業組合	第一號	障子紙	四×七〇〇
〃	愛媛縣伊豫産紙工業組合			

〃	長野縣日向信用販賣購買利用組合	第一號	上障子紙	四×五〇〇
〃	岐阜縣美濃紙工業組合	第二號	改良書院壹等	五×〇〇〇
〃	奈良縣國權紙業組合	第一號	障子紙	四×一五〇
〃	長野製紙同業組合	第三號	内山紙晒貳等	三×八四〇
〃	同	第八號	内山紙未晒貳等	四×二〇〇
〃	島根縣出雲和紙工業組合	第三號	障子紙壹等	四×〇〇〇
〃	島根縣石州手漉和紙工業組合	第三號	障子紙	四×〇〇〇
〃	長野縣上久方和紙製産組合	第二號	書院縣	四×五〇〇
〃	岡山縣手漉和紙工業組合	第一號	障子紙特等品	四×六〇〇
〃	長野縣立岩製紙工業組合	特等	立岩障子紙	四×三〇〇
〃	高知縣城西手漉和紙工業組合	第六號	狩山書院紙	四×八〇〇
三號品	静岡縣駿河和紙工業組合	第一號	障子紙一等品	四×八〇〇
〃	和歌山縣紀洲保田工業組合	第四號	障子紙	三×三三〇
〃	愛媛縣伊豫紙同業組合大洲支部	第十二號	障子紙	四×八〇〇

高知縣高岡生漉和紙工業組合 第三號 美濃障子紙 五ノ〇〇〇  
 岐阜縣美濃紙工業組合 第三號 改良書院貳等 五ノ〇〇〇  
 愛媛縣伊豫產紙工業組合 第七號 障子紙 五ノ二〇〇  
 岡山縣手漉和紙工業組合 第三號 障子紙貳等品 四ノ六〇〇

四號品 前記指定品以外ノモノ及紙ノ組成成分中楮參割以上ヲ含有シ百本ニ付正味重量五貫匁以上タルコトヲ要ス

一、卷障子紙一本トハ障子二間四枚張ヲ云フ  
 二、延障子紙ハ百本分ニ付前記價格ヨリ四圓五十錢安トス但シ小賣業者販賣價格ハ一本分ニ付五錢安トス

三、製造業者販賣價格ハ買主店先渡トス  
 四、產地卸賣業者販賣價格ハ賣主最寄驛貨車乘渡又ハ賣主最寄港船積渡トス

二、溫床紙  
 甲 手漉

種別	製造業者 販賣價格 (二貫匁ニ付)	產地卸賣業者 販賣價格 (二貫匁ニ付)	卸賣業者 販賣價格 (二貫匁ニ付)	小賣業者 販賣價格 (百匁ニ付)
一號品	九、五〇	九、九八	一〇、九八	一、三八
二號品	七、五〇	七、八八	八、六七	一、〇九

本表ニ一號品、二號品ト表示シタルハ左表格付表ニ掲グル銘柄ニ依リ區分シタルモノトス

格付表

種別	組合名	品質番號
一號品	長野縣上久方和紙製産組合	第十二號
〃	高知縣城東手漉和紙工業組合	第八號
〃	埼玉縣小川和紙工業組合	第一號
〃	岡山縣手漉和紙工業組合	第五號
〃	新潟縣越後手漉和紙工業組合	第二號
二號品	前記指定品以外ノモノ及紙ノ組成成分中楮五割以上ヲ含有スルモノ	

- 一、製造業者販賣價格ハ買主店先渡トス
  - 二、産地卸賣業者販賣價格ハ賣主最寄驛貨車乗渡又ハ賣主最寄港船積渡トス
  - 三、卸賣業者販賣價格ハ同一市町村内ニ販賣スル場合ニ於テハ買主店先渡トシ同一市町村以外ニ販賣スル場合ニ於テハ賣主最寄驛貨車乗渡又ハ賣主最寄港船積渡トス
  - 四、小賣業者販賣價格ハ賣主店先渡トス
  - 五、卸賣業者販賣價格及小賣業者販賣價格ハ本表價格ノ範圍内ニ於テ（但シ北海道及沖繩縣ヲ除ク）地方長官別ニ額ノ指定ヲ爲シタル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ
  - 六、産地卸賣業者販賣價格及卸賣業者販賣價格ニハ荷造費及包装費ヲ含ムモノトス
- 乙 機 械 漉
- |       |                                |          |          |
|-------|--------------------------------|----------|----------|
| 種 別   | 製造業者販賣價格                       | 卸賣業者販賣價格 | 小賣業者販賣價格 |
| 一 號 品 | 六、五〇七                          | 七、五一     | 九、五      |
| 二 號 品 | 機械漉ノモノニシテ紙ノ組成分中マニラ麻五割以上ヲ含有スルモノ |          |          |
- 一、製造業者販賣價格及卸賣業者販賣價格ハ同一市町村内ニ販賣スル場合ニ於テハ買主店先渡トシ同一市町村以外ニ販賣スル場合ニ於テハ賣主最寄驛貨車乗渡又ハ賣主最寄港船積渡トス

- 二、小賣業者販賣價格ハ賣主店先渡トス
- 三、卸賣業者販賣價格及小賣業者販賣價格ハ本表價格ノ範圍内ニ於テ（北海道及沖繩縣ヲ除ク）地方長官別ニ額ノ指定ヲ爲シタル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ
- 四、製造業者販賣價格及卸賣業者販賣價格ニハ荷造費及包装費ヲ含ムモノトス
- 五、卸賣業者販賣價格ハ同一市町村内ニ販賣スル場合ニ於テ買主店先渡トシ同一市町村以外ニ販賣スル場合ニ於テハ買主店先渡トシ同一市町村以外ニ販賣スル場合ニ於テハ賣主最寄驛貨車乗渡又ハ賣主最寄港船積渡トス
- 六、小賣業者販賣價格ハ賣主店先渡トス
- 七、卸賣業者販賣價格及小賣業者販賣價格ハ本表價格ノ範圍内ニ於テ（但シ北海道及沖繩縣ヲ除ク）地方長官別ニ額ノ指定ヲ爲シタル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ
- 八、産地卸賣業者販賣價格及卸賣業者販賣價格ニハ荷造費及包装費ヲ含ムモノトス

408  
398

不許  
複製

昭和十五年十月十六日印刷  
昭和十五年十月二十日發行

(定價一圓五十錢)

送料十錢

發行兼印刷  
編輯人

東京市京橋區新富町三ノ六  
堀越登吉

發行所

東京市京橋區新富町三ノ六  
産業經濟新聞社出版部

印刷所

東京市京橋區京橋一ノ六  
産業經濟新聞社印刷部



定價一圓五十錢

終